

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び協議団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
											<p>い、個別に施設材料が不足するところも、保護者の負担の大きいこと、したがって、保育の必要量の確保と並行して、保育の利用時間は保育を必要とする範囲での利用とする。</p> <p>○支給認定に係る業務は、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。</p> <p>○【地域における課題】子育て世代は、就労の実態(育児休暇含む)が生じやすく、認定変更はかなりの数、時間外労働時間や通勤時間の取扱いについても苦情や相談が多く寄せられ、対応に追われている。新制度以前の就労確認のみを行い、保育必要量の区分と支給認定書の廃止(1号含む)をすることにより、様々な事務の軽減となり、保護者、事業者、事業所により負担が軽減される。</p> <p>○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育標準時間の保育時間が時間短縮となり、保護者にとってのメリットが少ない、事業者においても、支給認定の変更(短期/長期)・(標準時間/短時間)状況確認(算出)の負担が増え、事務負担増との声を多くの施設より聞かれている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に資がり、ひいては施設経営の安定化にも資するものと考えられる。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定書の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ資するべく労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。支給認定証については、1号利用者では、一度園・施設を市内転居により(市外転居の場合は認定証が廃失となるため)返還し、他の園に入園することはまずなく、2-3号利用者についても利用調整を市が行っているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を返付することと規定されているため、保育料の返還等において、期間的に滞りを生じている状況で、認定証発行のための基本となるに決している方が効果的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。</p> <p>○児童福祉においては、各種医療証や半日の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定の在り管理や発生まで、事務方の負担も大きくなっている。また、保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時随時通知しなければならない。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっている。保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず標準と短時間には負担額に差があるため、制度上メリットが感じられない。標準と短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止していただきたい。</p> <p>○制度上、保育必要量の認定等は通常月単位でなれるところ、実際は保育を必要とする時間は日によって異なるため、制度と実態に差が生じている。また、経済的負担も大きい。今、保育標準時間などにおいて、就労時間の関係上、延長保育を利用する世帯も存在し、延長保育料を別途支払う当該世帯の経済的負担が大きい。さらに、給付費の請求においても、事業主及び検査する市の事務的負担が大きくなっている。保育標準時間及び保育短時間で区分することで、県、県及び市の財政上の利益は存在しないもの、上記の差が生じていること及び保護者・事業主の各種負担を軽減する必要性が強いこととを踏まえ、当該制度を廃止し、新たな区分別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p> <p>○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑</p> <p>○保育標準時間・短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止し、新たな区分別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p> <p>○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育標準時間の保育時間が時間短縮となり、保護者にとってのメリットが少ない、事業者においても、支給認定の変更(短期/長期)・(標準時間/短時間)状況確認(算出)の負担が増え、事務負担増との声を多くの施設より聞かれている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に資がり、ひいては施設経営の安定化にも資するものと考えられる。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定書の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ資するべく労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。支給認定証については、1号利用者では、一度園・施設を市内転居により(市外転居の場合は認定証が廃失となるため)返還し、他の園に入園することはまずなく、2-3号利用者についても利用調整を市が行っているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を返付することと規定されているため、保育料の返還等において、期間的に滞りを生じている状況で、認定証発行のための基本となるに決している方が効果的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。</p> <p>○児童福祉においては、各種医療証や半日の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定の在り管理や発生まで、事務方の負担も大きくなっている。また、保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時随時通知しなければならない。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっている。保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず標準と短時間には負担額に差があるため、制度上メリットが感じられない。標準と短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止していただきたい。</p> <p>○制度上、保育必要量の認定等は通常月単位でなれるところ、実際は保育を必要とする時間は日によって異なるため、制度と実態に差が生じている。また、経済的負担も大きい。今、保育標準時間などにおいて、就労時間の関係上、延長保育を利用する世帯も存在し、延長保育料を別途支払う当該世帯の経済的負担が大きい。さらに、給付費の請求においても、事業主及び検査する市の事務的負担が大きくなっている。保育標準時間及び保育短時間で区分することで、県、県及び市の財政上の利益は存在しないもの、上記の差が生じていること及び保護者・事業主の各種負担を軽減する必要性が強いこととを踏まえ、当該制度を廃止し、新たな区分別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p> <p>○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑</p> <p>○保育標準時間・短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止し、新たな区分別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p>		
22	地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改修等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改修・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るため、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みと見做る。一方、急速に進展する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組みが喫緊の課題となっている。市立看護専門学校については、原簿や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・食の振興交付金を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高知県内、さらには高山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年度から、市内の看護師養成機能を集約・強化し、市内の3看護専門学校(高知市医師会、厚生進路開発院、高知市)を統合する構想が検討され、平成28年4月に高山県高知看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校は、平成28年度から高山県高知看護専門学校に統合していただくこととなる。また、市内の小中学校(東五郎、千鳥丘、石堤)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～23年度にかけて耐震改修工事を進め、(学校施設環境改善交付金を活用し)大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高知市立学校規模適正化の基本計画」に基づき学校規模適正化に取り組みしており、小規模校である当該3校については、運営学校の解消や専科教育の定着等の問題の解消に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却若しくは学校以外の活用策を想定)を検討していく状況にある。このような総論市は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後とも国庫補助金を活用し、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うこととなるが、処分にあたって、補助金の返還が必要となること、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となる柔軟な取扱を求めたい。	学校規模適正化による児童生徒の良好な教育環境の確保が図られるとともに、学校施設の計画的なマネジメントが可能となる。	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省、文部科学省	高知市			<p>旭川市、雄勝市、郡山市、いわき市、春日部市、八王子市、海老名市、西尾市、京都市、堺市、広島市、高知市、長崎県</p> <p>○本市においても、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補修事業を実施した学校において、児童数の減少により複式学級を余剰とされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに「義務教育学校」を整備する事業に取り組みしているところである。統合後に廃校となる予定の2つの小学校については、廃校の有効活用を図りたいと考えているが、耐震補修事業を実施した校舎及び屋内運動場等は、財政負担に資する補助事業からの経費で10年未満となることから、廃校後の活用方法によっては、補助金返還が生じることとなる。</p> <p>○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育標準時間の保育時間が時間短縮となり、保護者にとってのメリットが少ない、事業者においても、支給認定の変更(短期/長期)・(標準時間/短時間)状況確認(算出)の負担が増え、事務負担増との声を多くの施設より聞かれている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に資がり、ひいては施設経営の安定化にも資するものと考えられる。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定書の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ資するべく労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。支給認定証については、1号利用者では、一度園・施設を市内転居により(市外転居の場合は認定証が廃失となるため)返還し、他の園に入園することはまずなく、2-3号利用者についても利用調整を市が行っているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を返付することと規定されているため、保育料の返還等において、期間的に滞りを生じている状況で、認定証発行のための基本となるに決している方が効果的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。</p> <p>○児童福祉においては、各種医療証や半日の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定の在り管理や発生まで、事務方の負担も大きくなっている。また、保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時随時通知しなければならない。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっている。保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず標準と短時間には負担額に差があるため、制度上メリットが感じられない。標準と短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止していただきたい。</p> <p>○制度上、保育必要量の認定等は通常月単位でなれるところ、実際は保育を必要とする時間は日によって異なるため、制度と実態に差が生じている。また、経済的負担も大きい。今、保育標準時間などにおいて、就労時間の関係上、延長保育を利用する世帯も存在し、延長保育料を別途支払う当該世帯の経済的負担が大きい。さらに、給付費の請求においても、事業主及び検査する市の事務的負担が大きくなっている。保育標準時間及び保育短時間で区分することで、県、県及び市の財政上の利益は存在しないもの、上記の差が生じていること及び保護者・事業主の各種負担を軽減する必要性が強いこととを踏まえ、当該制度を廃止し、新たな区分別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p> <p>○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑</p> <p>○保育標準時間・短時間の区分を統合し、支給認定証を廃止し、新たな区分別を設けることは不当である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p>	
23	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園法が定める幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等を正規職員として継続的に雇用することにより、安定的な人材確保と待遇面の向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。</p> <p>【国が進める政策との関係】</p> <p>町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育成される環境の整備」という認定こども園法の目的に沿うものであるとともに、国が最重要課題として推進する一億総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町			<p>公私連携幼保連携型認定こども園は、民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうことを期待して、市町村と民間法人とが協定を結ぶことによって、市町村がその運営に一定の責任を委ね、あくまでも民間法人立の幼保連携型認定こども園であることから、当該規定の適用は不適当である。</p>		
24	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲の拡大	管理番号23に同じ	管理番号23に同じ	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		<p>幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設という位置づけを有しているが、学校教育法上、学校を設置できるのは国及び国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人、学校法人であり、幼保連携型認定こども園についてはそれに加入して社会福祉法人に限られているところ、地方独立行政法人は幼保連携型認定こども園の運営主体として追加することについては、学校かつ児童福祉施設の双方の機能を担う幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制等様々な観点から慎重な検討が必要である。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び協議団体等から示された支障事例(主なもの)＞	回答欄(各府省)		
	区分	分野												
27	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に連じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考えられる。	市町村が地域の実情に応じ就学前の教育・保育環境を一体的・包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、秋田県		○本県においても同様、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に連じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることが制度改正を要する。 ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県においても、社会福祉法人の施設認可及び施設整備に係る補助事業を行うとともに、幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は県が行うという事案が発生しており、施設の設置を目的とする者においては、県・市それぞれと協議する必要はあるほか、県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の重複化の一因となっている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれ手続きを要している。市町村へ一本化されることで施設側の負担の軽減にもつながる。	保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。	
142	A	権限移譲	医療・福祉	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	【背景】 「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」「保育所型」及び「地方裁造型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存置されている。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成28年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べるできないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」と「確認」の申請窓口を中核市に一本化することにより、事業者の利便性が向上する。 また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設見込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。 更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行について、事業者に対し、より積極的に働きかけることができるほか、利用定員の設定についても、施設の設置者に直接、協力を求めることができるようになるなど、より計画的に供給体制を確保することができる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市		北海道、秋田県、神奈川県、高知県、京都府、富山県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると思われる。 ○本県も同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをとらなければならないため、事業者の負担感が大きい。 県と中核市の間で、十分な情報共有を確保しているものの、協議市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きの中で認定の可否等の判断を示すことができず、また、事業者の利用定員の設定に対する意見を直接述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障をきたしている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれ手続きを要している。	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市における認定状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っている。	
291	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が進むため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	幼保連携型認定こども園の認可等と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限が移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		北海道、秋田県、神奈川県、高知県、京都府、富山県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると思われる。 ○本県でも同様の状況にあり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が多いため、事業者にとって申請に係る相談や書類の提出先などが分かっていくにつれて、中核市では認定こども園に係る事務を一括に済ませたいと考えている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれ手続きを要している。	中核市への認定権限の移譲については、指定都市と併せて検討していく。	
52	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の本体化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業者の活用に限られるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することになり、事務手続きの簡素化の効果がない。 また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されており、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くこととなっており、開園が遅れる危険性がある。 さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県の予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが簡便となるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	幼保連携型認定こども園に係る施設整備補助について、国庫の直接補助に統一する等の事務の見直しを行うことで、県、市町村及び事業者の事務の効率化が期待される。	児童福祉法第56条の4の3 「保育所等整備交付金交付要綱」 「認定こども園施設整備交付金交付要綱」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	岡山県、日本創生のための将来世代応援告知事項		旭川市、旭手県、秋田県、茨城県、栃木市、福井県、長野県、岐阜県、徳島県、徳島市、宇都宮市、高知県、北九州市、大分市、沖縄県	○厚労省、文科省と所管が分かれ補助額が分かれていることで、それぞれ内示を持って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に間に合わないため、早急に工事を進める必要があるため、その影響で準備等の開始が遅くなっている。 ○本県においても、幼保連携型認定こども園の整備において、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育部分は安心こども基金(厚生労働省所管)を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果が薄いと考えられる。 ○本県においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国予算の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を使用することとなった。このため、双方で交付金の基準や協議書の様式が異なることとなり、協議の手続きを別々に行う必要が生じ、結果として事務の簡素化が図られていないだけでなく、むしろ煩雑することとなった。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒しして提出しなければならず、事前協議書の作成から事業着手まで相当の期間を要し、開園スケジュールの遅れ等の影響が生じている。 ○県において幼保連携型認定こども園ではないものの、幼稚園型認定こども園に付けた施設整備を予定している幼稚園があり、安心こども基金により施設整備を進めていくこととして、現時点において、平成28年度安心こども基金要綱は示されていない状況となっている。 ○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状況となっており、計付の補助制度が重複している。交付金の併用や併用スケジュールなどが行政ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。また、6月下旬に内示が出るのでは半年で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出るようスケジュールを見直す必要がある。 ○厚生労働省より「全国的に所要額の超過は交付されない」との連絡があった。1事業者が確保できない及び事業が遅延が発生した場合対応できないという懸念があることから、実質的には平成28年度は安心こども基金が利用できない状況である。	ご指摘を踏まえ、地方公共団体、事業者の事務負担の軽減されるよう申請書類の簡素化やあらかじめ申請時期を明示しておく等申請期間が十分確保されるよう努めたい。	
56	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許状の免許管理者の権限移譲	教育職員免許法で規定している「授与権者」としての権限の一部(特別免許状、臨時免許状の授与)及び「免許管理者」としての権限を、政令指定都市の教育委員会に移譲する。(政令指定都市が設置する学校園に係るものに限る。)	政令指定都市教育委員会には、任命権が移譲されているが、特別免許状・臨時免許状の授与及び免許更新手続き等については、従前どおり都道府県教育委員会が行っているところである。 政令指定都市教育委員会が独自の判断で、教職員を任用している状況にあるが、特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定(書類審査)を受けなければならないことになり、任命権と免許授与権が一元化されていないことで、非効率な部分(情報共有や事務処理で時間ロス等)がある。 また、免許更新手続きについては、免許管理者が都道府県教育委員会であるために、更新の有無や更新時期の確認等で円滑な事務処理に支障が生じている。	任命権(人事情報)を保有する政令指定都市教育委員会が免許授与権の一部(特別免許状・臨時免許状の授与)及び免許管理者としての権限を有すること、教職員の人事と免許の管理の一元化が可能となり、政令指定都市の実情に応じたより円滑な教職員の任免等が実現できる。	教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第6条、第9条の2、第9条の2、第9条の4、第10-14条	文部科学省	岡山県		北九州市	○特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定(書類審査)を受けなければならないことになり、免許授与に時間がかかり、教員不在の期間が生じることがある。特別免許状・臨時免許状の授与権限を市に移譲、協議し、もしも途中で、授与期間を短縮し、教員不在による教育力の低下を防ぐことができる。また、市内民間企業、私立学校の整備や職員の確保など、都道府県内全体の公教育の水準維持向上について責任を有する都道府県教育委員会が、教員免許状を授与することによって、希望しない自治体も多くなることとされている。 ○教員免許状は、普通免許状を基本として、普通免許状だけでは対応できない特別な事情がある際に、特別免許状・臨時免許状を授与する仕組みとなっており、これらの免許状は普通免許状を中心として一体的に運用されています。また、特別免許状や臨時免許状を授与された者が、在職年数や大学等における教育水準の維持向上を図るため、免許更新時に切り替える仕組みも設けられているなど、これらの免許状は接続関係にもあります。このため、免許状の一部を切り分けて特別免許状と臨時免許状のみを政令指定都市が授与することは適当ではありません。 また、免許更新の段階については、制度に関する一定の専門性が求められることと、その業務も相当量であり、全国的に移譲することは困難であると考えられます。 ○今回の提案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条を踏まえ、都道府県教育委員会の権限に関する事務の市町村教育委員会への移譲や、構造改革特別区域法第十九条の規定に基づき特別免許状の授与、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の協議等による臨時免許状授与の円滑化、都道府県教育委員会と市町村教育委員会による免許情報共有の促進等、既存の制度の活用や運用の改善によっても、御指摘の支障事例の大部分は解消されることと見られます。 なお、特別免許状や臨時免許状の授与に当たっては、教育職員検定を行うこととされているため、必要かつ十分な審査を行うために必要な手続や期間については、仮に授与権者が政令指定都市に変わったとしても、大きな違いは生じることはないと考えています。	教員免許制度は、国公立の全学校の教員の質の保持向上を目的として、教員としての教育活動を行うために最低限必要な知識及び技能を有する者について法令で定められた要件に基づき免許を授与する制度です。このため、自ら学校を設置するときに、両責任担担職員制度を通じた域内の公立学校における教育水準の維持向上を図るほか、私立学校の整備や職員の確保など、都道府県内全体の公教育の水準維持向上について責任を有する都道府県教育委員会が、教員免許状を授与することによって、希望しない自治体も多くなることとされている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
														団体名
73	A	権限移譲	教育・文化	新機学部設置認可権限の都道府県への移譲	公立大学・私立大学における定員100人未満の新機学部設置認可権限を都道府県に移譲及び大学設置基準に定める基準校舎面積の緩和	東京一極集中を是正するため、大学進学段階での県外流出を防ぎ、県内大学進学を促進することは重要である。本県の大学進学者は3494人(H27卒)であるのに対し、県内大学等の定員数は2565人(H28年度)であり、かつ、定員充足率が100%を超えていることから、学生の県内進学希望を充足できていない。 従って、より多くの学生を県内にとどめるためには、県内大学における学部の新設が必要であるが、現状では、学校教育法第4条において、学部の設置は文部科学大臣の認可が必要となっており、各地域の抱える課題に基づく学部新設の認可を得るハードルが高く、迅速かつ効果的な人口減少対策が実行できない。 また、県内の大学において、学部の新設を検討したが、基準に適合する面積を確保することが難しかったため、設置を断念した事例があった。	本提案は、大学の認可を受けた設置基準に抵触しない程度の学部の新設については、地方の実情に応じ、各地方自治体の権限において認可できるよう、権限の移譲を求めるものである。 都道府県が認可主体となることにより、認可決定に際しては、人口減少対策やまちづくり等の地域固有の事情を考慮するなど、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能になる。 また、国との事前の調整が不要となり、迅速な認可手続きが可能となる。 なお、統一的な認可基準を国において定め、その運用にあたってはこれまで審議金等で学部設置認可に携わり、一定の知見を有する人材を地方に派遣することにより、大学の質は担保される。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条、大学設置基準	文部科学省	福井県				大学設置基準は、大学・学部として普遍的に求められる最低限の要件であるとともに、当該基準を満たしている否かの審査には、定量的な基準だけでなく、①各専門分野における教育課程の体系的な授業科目の内容など高度の専門的な知識・経験に基づく判断が必要な定性的な基準も必要であること、また、②当該定性的な基準の運用にあたっては地域によって異なる運用がなされることのないよう、厳正・公平な審査を確保することが必要であることから、大学設置・学校法人審議会において一元的に審査を行うとともに、国全体の立場から、その数、規模、配置等について適当な状態を確保し、我が国の大学の社会的・国際的な通用性を担保する必要があります。このため、地方に派遣された「一定の知見を有する人材」による審査では、これらの目的(特に②)を達成することができず、設置認可権限を移譲することは困難です。 なお、「大学の認可を受けた設置基準に抵触しない程度の学部の設置」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、大学が授与する学位の種類及び分野に変更が無い範囲での学部の設置に関しては、文部科学大臣に対して届け出ることにより設置が可能であり、大学の自主的な判断により、機動的な編成編成が可能である。
122	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないこととなっている。 また、変更届の受理などがないこととなっている。 認定こども園法第28条から第30条に基づく情報提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認可・認定等の権限と、認定こども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第28条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市、関西広域連合	北海道、福島県、神奈川県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、沖縄県	情報提供については、都道府県が管内の情報を集約して行うこととしているが、当該市町村もそれぞれ管内の情報提供を行うことは差し支えない。変更の届出等の規定については、幼保連携型認定こども園以外の認定権限の移譲と併せて検討していただく。		
143	A	権限移譲	医療・福祉	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市へ移譲すること	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲すること	都道府県のスケジュールに左右されることがなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。	子ども・子育て支援法第27条～第30条 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政共第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	秋田県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、沖縄県	申請から認定までの期間が短くなること、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けることができる。 ○本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。 ○新制度施行前同様、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。 ○処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととしているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。 指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算率の認定についても、権限を移譲することを求める。 ○処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に使う必要がある。 県内市町村全てで認定を行うため、認定時期が遅くなってしまふことが想定される。 政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまふ。 よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に譲渡することは良いと考える。 ○給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係る書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設数が多い指定都市・中核市においては提案と同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。			
149	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)の活用について	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度(平成27年4月10日付27文科高第94号高等教育局長通知)の活用について	本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、同奨学金に準拠した県独自の奨学金制度(香川県大学生奨学金制度)を平成28年度に創設し貸付を実施するとともに、地元定着を条件に返還支援を行っている。 また、上記要綱等に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度も昨年度導入し、今年度の大学進学者等から実施している。 今回新たに設定された日本学生支援機構の無利子奨学金に係る地方創生(100名)は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができる。通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、日本学生支援機構の予約採用(専ら職員の採用)の期に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者の返還を行うこととし、この選考から選ばれた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。 ただし、県の返還時点では、日本学生支援機構の在学採用に係る成績要件や所得要件の最終確認ができないため、予約採用に係る成績要件や所得要件を返還をせざるを得ず、本人の大学入学前に在学採用に係る成績要件や所得要件の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。 さらに、県が返還者により推薦を決定したにもかかわらず、在学採用の要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。仮に予約採用が認められれば、県が返還者により推薦を決定した者は、奨学金の貸付を受けることができ、当該事態が生じる心配がなくなる。	予約採用が適用されれば、予約採用時点で県の地方創生枠の推薦に基づき、奨学金の貸付が確実なものとなり、大学入学後にならなければ奨学金を借りれるかどうか確定しない事態が生じる不安が解消される。 また、在学採用に係る成績要件や所得要件の確認をする必要がなくなり、利用者に対する負担が少なくなる。	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付総財第88号自治財政局長通知)	経済省、文部科学省	香川県			現在、(地方創生枠ではない)通常の在学採用においては貸与基準を満たす希望者の全員を採用できていない一方、予約採用においては貸与基準を満たしながらも予算上の制約により、貸与の対象となっていない者(残存適格者)が存在します。 地方創生枠については、無利子奨学金の趣旨と併せて設けているものであるが、仮に予約採用においても地方創生枠を創設すると、当該残存適格者を顕に存在する中で、残存適格者よりも高い地方創生枠による採用者が存在する場合があります。それにより予約採用枠が圧迫され、残存適格者がさらに増加するおそれがあります。 文部科学省としては、まずは予約採用枠の解消が優先と考えているため、御提案の内容を即座に実現することは困難です。 なお、地方創生枠の対象者、進学後に無利子奨学金の貸与基準を満たしていたかどうかを判明し、無利子奨学金の貸与を受けられないという事態が発生しないよう、地方公共団体においてもしっかりと確認を行っていただきたいと考えております(そのための対応については、実施を把握した上で個別に相談に乗ることが可能です)。	
177	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直し、見直しを行うこと。	【再提案理由】 平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込数が増加している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H26.10→H27.10 2,131人増)。このようななか、一徳総括活用の実現に向け、働き方改革や国立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿を更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について「」が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【支障事例】 認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的に土地に余裕がある地域と同じ面積が求められている。 本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特別基準(①園庭の安全な移動、②園庭の安全な利用、③園庭の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確実な担保が困難であった。	地域の実情に応じた基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。 園庭の設置場所に関する要件が緩和されることで、利用者の利便性の高い駅前等の地区での整備が可能になる。	学校教育法第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合			幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を養うにも向け、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせつつ遊びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる開閉可能な位置に一定の面積を設けることを求めているところである。 園庭の位置及び面積については幼児教育の根幹に関わる重要なものであり、その要件を緩和するということは、上記の幼児教育の目的達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。 また、同じ幼児教育を行うことを目的としている幼稚園よりも基準を低くすることは、幼保連携型認定こども園の基本的な考え方を覆すものであることから、案件通知より幼児教育施設としての園の機能を担保できないおそれがあり、保育の量の拡充のみならず質の確保も掲げている観点から、一律に緩和することとすることを要する可能性もある。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<通共共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
134	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	<p>貴省が指摘している「多大な時間と労力の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、向きから、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その態度、関係市町村に審議会・協議し、上で関係各府による確認を経ており関係と努力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに4か月を要した旨、御回答を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが連携した連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。</p> <p>半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。</p> <p>貴省からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と努力を要している」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と努力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴省を含む関係23道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第3条第2項に規定する関係行政機関の長に協議するとともに、国土交通省の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で御答等の提出を求めることにならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。</p>	
302	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	<p>貴省が指摘している「多大な時間と労力の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、向きから、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その態度、関係市町村に審議会・協議し、上で関係各府による確認を経ており関係と努力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに4か月を要した旨、御回答を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが連携した連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。</p> <p>半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。</p> <p>貴省からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と努力を要している」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と努力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴省を含む関係23道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第3条第2項に規定する関係行政機関の長に協議するとともに、国土交通省の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で御答等の提出を求めることにならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。</p>	
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきことを求めることができる。また、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査が行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	<p>離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。</p> <p>離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出と併せて離島振興計画を提出した付添い、平成26年11月29日付事前連絡(各都道府県の離島振興計画書の事前提出等について(依頼))において都道府県に任意で依頼しているものである。</p> <p>本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と努力を要している」とのことであるが、平成25年度計画策定期間、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であった。また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づき手続において特設変更や調整を求めないことから、ご指摘の「多大な時間と努力を要している」とは考えていない。</p> <p>もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経てこそ法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続を実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求められることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が適用されるため、都道府県市町村の調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続を、場合によっては複数回行う必要があるが、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。</p> <p>こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際は、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。</p>	
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきことを求めることができる。また、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査が行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	<p>離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。</p> <p>離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出と併せて離島振興計画を提出した付添い、平成26年11月29日付事前連絡(各都道府県の離島振興計画書の事前提出等について(依頼))において都道府県に任意で依頼しているものである。</p> <p>本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と努力を要している」とのことであるが、平成25年度計画策定期間、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であった。また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づき手続において特設変更や調整を求めないことから、ご指摘の「多大な時間と努力を要している」とは考えていない。</p> <p>もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経てこそ法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続を実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求められることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が適用されるため、都道府県市町村の調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続を、場合によっては複数回行う必要があるが、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。</p> <p>こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際は、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。</p>	